

平成30年6月26日
30川健障福第414号
市長決裁

川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱

別紙1

（制定）

平成20年3月4日
20川健障第1551号
健康福祉局長専決
（最終改正）

令和元年10月17日
31川健障福第916号
市長決裁

（目的）

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第2号に規定する事業として、障害者等の日中活動の場を確保するとともに、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう当該障害児・者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行い、もって障害児・者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施の方法）

第2条 日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業（以下「本事業」という。）は、本事業の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、市長が指定する日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業者（以下「指定事業者」という。）から指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）サービスを受けたときに、障害児・者一時預かりサービス費を支給するものとする。

（利用の対象）

第3条 本事業の対象は、原則として、市内に居住する障害児・者（以下「障害者等」という。）とする。ただし、障害児でない場合であっても、当該児童の発達及びその家庭の養育の改善に資すると区長が認める場合には、本事業の対象とすることができる。

（申請）

第4条 本事業の利用を希望する障害者及び障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、居住地を管轄する区長に、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号。以下「細則」という。）第3条に規定する介護給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により申請しなければならない。

（調査及び支給決定）

第5条 前条の定めにより申請を受けた区長は、法第20条から第27条までの規定に準じて支給決定を行うものとする。また、必要に応じて申請者に対してサービス利用に関する情報提供を行うものとする。

2 区長は、申請者に対し、支給決定をしたときは、細則第4条に規定する支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、支給しないことを決定したときは、同条に規定する却下決定通知書により、通知するものとする。

(サービスの支給量)

第6条 1か月あたりのサービスの量(以下「支給量」という。)は、法第22条の規定に準じ、区長が必要な回数分を決定するものとする。

(受給者証の交付)

第7条 区長は、第5条により支給決定された者に対して、細則第5条に規定する障害福祉サービス・地域相談支援受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

2 受給者証には、費用負担額、支給量及び支給期間を表示しなければならない。

(利用の方法)

第8条 支給決定障害者等は、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で、直接、事業者を利用申込みを行い、サービスを受けるものとする。

2 支給決定障害者等は、サービスを受けたときは、別表1に基づき算出されたサービス費用から障害児・者一時預かりサービス費の額を除いた額(以下「利用者負担額」という。)を、サービスの提供を受けた事業者に支払うものとする。

3 同一の月における利用者負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号、以下「施行令」という。)第17条の規定に準じる。

また、利用者負担額の算定に用いる市町村民税所得割額については、次の各号に基づいて算定するものとする。

(1) 川崎市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する運用を定める要綱に規定するみなし適用を考慮する。

(2) 平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第21条による改正前の地方税法に規定する標準税率(6%)を用いる。

4 当該同一の月に受けた法第29条に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の合計額から、同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに細則第12条の規定に基づき算定された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額と合計した額が、施行令第17条第1項に規定する額を超えるときは、その超えた額を、第10条の規定にかかわらず障害児・者一時預かりサービス費に加え、支給するものとする。

(準用)

第9条 法第7条から第12条までの規定は、本事業について準用する。

(障害児・者一時預かりサービス費の支給)

第10条 障害児・者一時預かりサービス費の額は、別表1に基づき算出されたサービス費用に、100分の90の割合を乗じた額とする。ただし、施行令第17条第4項に規定さ

れた者は、別表1に基づき算出されたサービス費の額とする。

- 2 支給決定障害者等が事業者から障害児・者一時預かりサービスを受けたときは、市は当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。
- 3 前項の規定により指定事業者が障害児・者一時預かりサービス費を請求するときは、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）に準じて請求するものとする。
- 4 第2項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し障害児・者一時預かりサービス費の支給があったものとみなす。
- 5 市は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 6 市は、指定事業者から障害児・者一時預かりサービス費の請求があったときは、法29条に準じて及びサービスを提供したことを証明する物件に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 災害その他特別の事情があることにより、市が障害児・者一時預かりサービス費に要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける障害児・者一時預かりサービス費の支給について法第31条を準用し、減額・免除の手続きは細則第13条を準用する。

（事業者の指定）

第11条 指定事業者の指定は、次条から第15条に定めるところにより、日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業を行う者による申請により、日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業を行う事業所ごとに行う。

（人員に関する基準）

第12条 指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定事業所」という。）に置くべき従業者は、児童福祉法第7条第1項に定める事業若しくは本事業に従事した実績があり、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、児童指導員（児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21号第6項に規定する児童指導員を指す。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準のうち、第78条第2項に規定されている従業者とする。

- 2 指定事業所が置くべき従業者の員数は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の単位ごとにその提供を行う時間帯を通して専ら当該指定事業の提供にあたる前項に示す従業者の合計数が、（1）又は（2）に掲げる障害児・者の数の区分に応じ、それぞれ（1）

又（２）に定める数以上とする。

（１） 障害児・者の合計数が１０人までのもの ２人

（２） 障害児・者の合計数が１０人を超えるもの 障害児の数を５で除して得た数

３ 前項の「指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の単位」とは、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）であって、その提供が同時に１又は複数の障害児・者に対して一体的に行われるものをいう。

４ 第１項に示す従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

５ 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上障害児・者の支援に支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事させることができる。

（設備に関する基準）

第１３条 指定事業所には、指導訓練室のほか、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２ 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

３ 第１項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児・者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

（運営に関する基準）

第１４条 指定事業者は、川崎市指定通所支援等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年条例第５４号、以下「条例」という。）第１３条から第５５条（ただし、第１４条第３項及び同条第４項、第１６条、第１８条、第２３条から第２６条、第２７条第４項及び同条第５項、第２８条第１項、第３２条、第３４条、第３６条、第４６条、第４７条、第４９条第１項、第５１条、第５２条第２項の規定は除く。）までの規定を満たしていなければならない。また、規定において、別表２のとおり読み替えるものとする。

２ 前項の規定により、日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画は、管理者が作成するものとする。

３ 第２項の規定により定めなければならない運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めることができるものとする。ただし、障害児のみを主たる対象とすることはできない。

４ 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の利用について支給決定を行った川崎市又は条例第１６条に定める障害児相談支援事業を行う者、法第５条第１８項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

５ 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の提供を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証により、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

- 6 指定事業者が指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接支給決定に係る障害児・者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。なお、金銭の支払を求める場合には、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次項アからウまでに規定する支払については、この限りでない。
- 7 利用者負担額の受領については、次のとおりとする。
 - ア 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
 - イ 指定事業者は、条例第2条（3）に定める法定代理受領（以下、「法定代理受領」とする。）を行わない指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る費用基準額の支払を受けるものとする。
 - ウ 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）において提供される便宜に要する費用のうち、日用品費及び日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
 - エ 指定事業者は、アからウまでの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
 - オ 指定事業者は、ウに掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。
- 8 障害児・者一時預かりサービス費の額に係る通知等については、次のとおりとする。
 - ア 指定事業者は、法定代理受領により指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る障害児・者一時預かりサービス費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る障害児・者一時預かりサービス費の額を通知しなければならない。
 - イ 指定事業者は、前項イの規定により法定代理受領を行わない指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。
- 9 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を受けている障害児・者に係る支給決定障害者等が偽りその他不正の行為によって障害児・者一時預かりサービス費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を支給決定を行った市町村に通知しなければならない。
- 10 指定事業所の従業者及び管理者は、障害児・者に対し、児童虐待の防止等に関する法

律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日号外法律第79号）第2条第7項に掲げる行為その他当該障害児・者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

- 1 1 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を利用しようとする障害児・者が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 1 2 苦情等への対応については、次のとおりとする。
 - ア 指定事業所は、その提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に関する障害児・者又は支給決定障害者等その他の当該障害児・者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
 - イ 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - ウ 指定事業者は、その提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に関し、法48条により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児・者又は支給決定障害者等その他の当該障害児・者の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - エ 指定事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
 - オ 指定事業者は、社会福祉法第85条の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。
- 1 3 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整理しておかねばならない。また、次に掲げる障害児・者に対する指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の提供に関する記録を整備し、当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - ア 条例第22条第1項の規定による提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る記録
 - イ 日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画
 - ウ 第9項の規定による支給決定を行った市町村への通知に係る記録
 - エ 条例第45条第2項の規定による身体拘束等に係る記録
 - オ 条例第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - カ 条例第54条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 1 4 前各項に定めるもののほか、事業者の指定に関することは、法第36条から第51条まで（ただし、第38条から第40条まで、第44条、第45条、第47条の規定は除く。）の規定を、指定事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあ

るのは「市」と読み替えるものとする。

(事業者の指定における特例)

第15条 前条に定めるもののほか、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）第80条に基づく生活介護に係る障害福祉サービスの事業を行う者（以下、「指定生活介護事業所」という。）が、同第83条第2項第1号に定める訓練・作業室等を利用し本事業の指定を受ける場合には、既に指定を受けているサービスの提供に支障を来さないよう配慮するため、別表3によるものとする。

(事業の区分)

第16条 この事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第26条第1項に規定する公益事業に準ずるものとして取扱う。

2 社会福祉法人以外の法人がこの事業を実施するときは、社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日付け雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号、各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）において、公益事業に適用される基準に準じて会計処理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、川崎市日中一時支援（障害児一時預り）事業実施要綱（18川健療第510号。以下「旧要綱」という。）第6条の規定により障害児一時預りサービス費の支給決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、第5条の規定による支給決定を受けたものとみなす。

3 施行日の前日において、旧要綱に基づく日中一時支援（障害児一時預り）の指定を受けている事業者については、施行日に、日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業の指定があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、改正前の要綱第11条第4項の規定に基づく日中一時支援（障害児一時預り）の指定を受けている事業者については、施行日に、日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業の指定があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に指定を受けている改正前の条例第9条に規定する従たる事業所については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表1（第8条関係）

サービス提供時間	報酬基準
4時間以下	523単位/回
4時間超6時間以下	698単位/回
6時間超	756単位/回

注1 算定方法については、法第5条第2項に規定する行動援護の例によるものとする。

注2 利用者に対して、その居宅又は利用者が通学している学校と指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を加算する。

注3 日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画が作成されていない場合、1回につき所定単位数に100分の80を乗じて得た数を算定する。

注4 日中活動サービスに係る指定障害福祉サービス等を利用した場合、同一日においては、本報酬を算定することはできない。ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同一日に引き続き指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を利用する場合等、真にやむを得ない事由がある場合にあっては、所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数を算定することができる。

注5 注4により所定単位を算定する場合及びこれと同等の事由が認められる場合において、日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画に位置づけられている、日中活動サービスに

係る指定障害福祉サービス等を受けた利用者に対し、当該サービス等を受けた場所から指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業所との間の送迎を行った場合に、54単位を加算する。

注6 指定事業所において、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を利用する障害者等が、あらかじめ当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、当該指定事業所の従業者が、障害者等又は障害者等の家族等への連絡調整を行うとともに当該障害者等の状況等を記録し、引き続き当該指定事業所の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、94単位を算定する。

注7 指定事業者において、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を行った場合、当該指定事業所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1回につき30単位を加算する。

注8 常時見守りが必要な障害児・者への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るために、日中一時支援（障害児・者一時預かり）費の算定に必要とする従業者の員数に加え、第12条第1項に定める従業者を営業時間を通して常時1以上配置しているものとして川崎市長に届け出た指定事業者において、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 1日の受け入れが10人以下の場合 193単位

(2) 1日の受け入れが11人以上の場合 129単位

注9 指定事業者において、日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画に基づき、あらかじめ支給決定決定者等の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に障害児・者一時預かりサービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注10 第5条第1項により区長が認める重度の行動障害を有する者について、2,610円を加算算定する。なお、当該加算についてのみ障害児・者一時預かりサービス費の額は、所定額に100分の100を乗じた額とする。

別表2（第14条関係）

条例上の規定	読替後の規定
指定児童発達支援	指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）
指定児童発達支援事業者	指定事業者
指定児童発達支援事業所	指定事業所
障害児	障害児・者

通所給付決定保護者	支給決定障害者等
通所受給者証	受給者証
通所給付決定	支給決定
障害児通所給付費	障害児・者一時預かりサービス費
通所利用者負担額	利用者負担額
児童発達支援管理責任者	管理者
児童発達支援計画	日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画

別表 3（第 15 条関係）

対象者	本事業の対象者のうち、障害者
営業時間	同一日において指定生活介護事業所を営業する場合においては、指定生活介護事業所における営業時間を 8 時間以上とした上で本事業の営業時間を定めること
サービス提供時間	ア 指定生活介護事業所の営業時間と重複しないこと イ 営業時間は、19 時までとする
定員等	ア 指定生活介護事業所の定員以下とすること イ 利用調整時の公平性を確保するため、当該指定生活介護事業所の利用者でない者の利用を認めること
設備に関する基準	指定生活介護事業所の設備を兼用することができる

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 17 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

川崎市障害者生活支援・地域交流事業実施要綱

25川健障計第1299号

平成26年 3月 5日

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害児者（以下「障害者等」という。）及びその家族が地域で自立した生活を送ることができるように、拠点型通所事業所に日常生活の見守り、地域生活に必要な支援、コミュニケーション支援、地域住民・ボランティアに対する事業等の機能を併設し、実施する川崎市障害者生活支援・地域交流事業（以下「生活支援・地域交流事業」という。）についての必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は川崎市（以下「市」という。）とし、事業の一部を障害福祉サービスを運営する社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託し、実施することができるものとする。

(目的)

第3条 生活支援・地域交流事業は、地域で障害者が生活を送るための相談支援を行う者（以下「地域生活支援員」という。）が、障害の特性を踏まえて社会適応力や生活力を高めるための支援を行うとともに、地域住民によるボランティアを育成し、協働することで、障害者等の地域生活支援の担い手の充実を図ることを目的とする。

(対象者)

第4条 生活支援・地域交流事業の対象者（以下「利用者」という。）は、市内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特別支援学校等を卒業する予定の者及び卒業した者
- (2) 障害者支援施設等又は精神科病院等から退所・退院しようとする者又は退所・退院した者
- (3) 拠点型通所事業所の所在区及びその近隣に在住する者
- (4) 拠点型通所事業所の利用者及び利用を希望する者

(支援の対象地域)

第5条 支援の対象地域は生活支援・地域交流事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の所在区及びその近隣を基本とする。ただし指定した地域以外からの利

用相談を制限するものではない。

(支援の内容)

第6条 地域生活支援員は、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 訪問による生活支援・見守り
- (2) 地域生活に必要な衣食住、健康管理、消費生活、余暇活動等に関する支援
- (3) 対人関係の調整や職場・関係機関等との連絡調整などのコミュニケーション支援
- (4) 短期入所利用希望者の相談、利用調整等のコーディネート
- (5) 法第5条第17項に定める計画相談支援及び地域相談支援
- (6) 地域住民ボランティアの育成・活動支援
- (7) 障害者等と地域住民ボランティアの交流支援

(実施体制)

第7条 実施施設の長（以下「施設長」という。）は、実施施設内に利用者の相談等に対応できる場を確保するとともに、夜間・休日等の緊急時にも対応可能な連絡体制を整備する。

2 地域生活支援員は、実施施設の他の職員と連携して事業を実施する。

(地域生活支援職員の配置)

第8条 地域生活支援員の配置は3人とし、そのうち1人は、相談支援専門員の資格を有するとともに、障害特性を踏まえた支援を行うことができる専任の常勤職員とする。

(従事者の責務)

第9条 地域生活支援員及び実施施設の他の職員は、この職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 地域生活支援員は業務の実施にあたって実施施設の名称等を明記した身分証明書等を携帯しなくてはならない。

3 地域生活支援員は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、支援技術の向上を図るための研鑽に努めなければならない。

(利用者の把握)

第10条 地域生活支援員は区保健福祉センター、地区健康福祉ステーション等と協力して対象地域の支援が必要な障害者の把握に努めなければならない。

2 障害者等やその家族及び関係機関からの利用相談があった場合は、地域生活支援

員の支援内容について説明しなければならない。なお、その内容は障害者等に配慮したものとする。

(利用者の登録等)

第 11 条 実施施設は、原則として支援を希望する障害者等の申請に基づき、利用者の登録を行う。

2 利用者の登録は、利用者の実施施設の利用経験の有無にかかわらず自立生活の支援を適切かつ円滑に実施することを目的として行う。

3 地域生活支援員による支援を希望する障害者等が実施施設に提出する申請書類は、実施施設ごとに定めるが、その内容は障害者等に配慮したものでなければならない。

(生活状況の把握)

第 12 条 地域生活支援員は、登録した利用者のほか、必要に応じてプライバシーを損なわない範囲で関係者等から生活状況等を聴取し、現況の把握を行う。

(支援内容の決定)

第 13 条 支援の内容は、利用者、地域生活支援員、区保健福祉センター、地区健康福祉ステーション等が協議し、利用者の理解と同意を得て決定する。

2 地域生活支援員は地域生活支援計画書を作成し、施設長の決裁を受けなければならない。

3 地域生活支援計画書の内容は、本人の障害状況、生活状況等に応じて個別的に定め、必要に応じて又は一定期間ごとに見直しを行わなければならない。

(記録の保管)

第 14 条 実施施設は、本事業の実施にあたり相談記録等を整備し、事業年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(費用の負担)

第 15 条 地域生活支援員による支援に要する費用は原則として無料とする。ただし、本事業において必要と認められる経費（交流事業における原材料費等）については利用者に負担を求めることができる。

(関係機関との連携)

第 16 条 実施施設は、事業の実施について、区保健福祉センター、地区健康福祉ステーション、拠点型通所事業所、相談支援機関等と連携を密にし、利用者への支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(連絡会)

第 17 条 市長は、実施施設の支援の質の向上を図るため、相談支援機関等の関係機関と必要に応じて連絡会を開催する。

(書類の整備等)

第 18 条 実施施設は当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(報告と検査)

第 19 条 実施施設は毎月 10 日までに、前月分の実績報告書と新規利用者の支援計画書を市長へ報告しなければならない。

2 実施施設は年度終了後 50 日以内に市長に対し実績報告書を提出しなければならない。

(調査権)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対して経理又は支援の状況等について調査をすることができる。

(苦情解決)

第 21 条 実施施設は、事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

- (1) 提供した支援に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じること。
- (2) 提供した支援に関する川崎市からの文書又はその他の物件の提出、提示もしくは照会に応じるとともに、対象者からの苦情に関する川崎市等が行う調査に協力し、川崎市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(再委託の禁止)

第 23 条 本要綱に定める事業の実施については、再委託は認めない。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めのない事業の実施については、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

工事に係る補助金について

別紙 3

費目	面積	単価or割合	補助基準額	補助金	委託料	合計 (補助金+委託料)	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
環境影響調査費			42,350	31,763		31,763	0	0	31,763	0	0	0	0
								0%	100%				
設計費		3%	94,560	70,920		70,920	0	0	70,920	0	0	0	0
								0%	100%				
工事監理費		1.5%	47,280	35,460		35,460	0	0	0	9,220	9,220	9,220	7,800
										26%	26%	26%	22%
建設工事費	6,900	385	2,656,500	1,992,375		1,992,375	0	0	0	298,856	896,569	99,619	697,331
										15%	45%	5%	35%
解体工事費	4,600	30	138,000	103,500		103,500	0	0	0	20,700	20,700	62,100	0
										20%	20%	60%	
造成工事費			357,500	268,125		268,125	0	0	0	174,281	0	93,844	0
										65%		35%	
初度調弁費				36,000		36,000	0	0	0	0	36,000	0	0
借入償還費				282,788		282,788	0	0	463	1,397	4,350	9,029	11,745

川崎市福祉施設整備資金融資制度要綱

制定 平成20年5月19日付 20川健庶第232号 市長決裁

改正 平成25年4月1日付 25川健庶第525号 健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市福祉施設整備資金融資制度（以下「融資制度」という。）を設けることにより、社会福祉法人が市内に福祉施設を整備する費用に関して、資金調達の円滑化を図り、もって、市内福祉施設の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人(設立予定のものを含む。)をいう。
- (2) 「福祉施設」とは、別表第1に掲げる福祉施設をいう。
- (3) 「融資」とは、川崎市福祉施設整備資金融資をいう。
- (4) 「借受者」とは、融資制度により資金を借り受けた社会福祉法人をいう。
- (5) 「連帯保証人」とは、借受者の債務履行について連帯して保証する者をいう。
- (6) 「取扱金融機関」とは、融資制度の趣旨に賛同し、かつ、この要綱に基づく諸条件による融資を行う金融機関をいう。

(融資の対象)

第3条 融資の対象は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 社会福祉法人が市内に福祉施設を整備する事業であること。
- (2) 社会福祉法第6条に基づき市が整備計画を認めた、別表第1に規定する高齢者福祉施設、児童福祉施設及び障害者関係施設並びにこれらに合築する社会福祉施設とする。

2 融資の内容は別表第2に掲げる次の施設整備費整備区分とし、資金の使途は次の費用とする。

- (1) 設計費、設計管理費
- (2) 建設費
- (3) 設備整備費

(融資限度額)

第4条 融資限度額は、次に定める額とする。

- (1) 融資の限度額は、当該福祉施設の整備費（保育所については、施設整備費補助基準額）から補助金及び贈与金を除いた法人自己負担資金に係る金額とし、上限は2億円とする。
- (2) 前号の限度額の計算は、独立行政法人福祉医療機構貸付金申込書の貸付限度額又は取扱金融機関が認めた額をもって算定する。

(融資期間)

第5条 融資の期間は、10年とする。

(融資利率)

第6条 融資の利率は、融資実施日の2営業日前における長期プライムレート（取扱金融機関が本市に証書貸付実績を有する場合にあっては、当該金融機関が適用する長期

プライムレート、それ以外の金融機関にあつては、本市指定金融機関が適用する長期プライムレートをいう。)に1%を上乗せした利率以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

(連帯保証人及び担保)

第7条 借受者は、確実な連帯保証人を原則2人以上つけるものとする。

2 担保については、原則徴求しないものとする。

(返済方法)

第8条 借受金の返済は、原則として、元金について、融資実施日から1年間を据置き、年4回による元金均等返済とし、返済計画に基づき返済しなければならない。

(預託金)

第9条 市は、取扱金融機関に対して融資制度に係る原資の預託は、行わないものとする。

(申込方法)

第10条 融資の申込みをしようとする者は、市が交付した福祉施設の設置及び運営に関する選定通知の写し並びに取扱金融機関の求める資料を提出し、取扱金融機関の審査を受けなければならない。

(融資の決定)

第11条 取扱金融機関は、融資制度に基づく申込みを受けたときは、速やかに必要な調査及び審査を行い、適当と認めた場合に融資を決定するものとする。また、取扱金融機関は、個人情報保護の遵守に努めなければならない。

(融資資金の交付、支払)

第12条 取扱金融機関は、融資に関し所定の手続きを完了したときは、遅滞なく融資金を交付するものとする。

2 借受者は、資金融資を受けた場合は速やかに資金を請負業者に支払わなければならない。

(融資に係る指導)

第13条 市は、融資制度の目的が有効に達せられることを確保するため、必要に応じて融資に係る事業及び会計状況に関する報告を求めるなど、借受者に対して適正な指導を行うものとする。

(その他)

第14条 本制度を円滑に進めるため、市は必要な施策の実施に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

高齢者福祉施設	
1	老人福祉法（昭和33年法律第133号）第5条の3に規定する次の老人福祉施設 （1）特別養護老人ホーム （2）老人短期入所施設 （3）軽費老人ホーム
児童福祉法等に基づく児童福祉施設	
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設
2	「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発247号厚生省児童家庭局長通知）に規定する特別保育事業を実施するために整備する場合も含む。また、「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号厚生省児童家庭局長通知）に規定する乳幼児健康支援一時預かり事業を実施するために整備する場合も含む。
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定に基づき認定する施設のうち保育所の用に供する部分を整備する場合を含む。
障害者関係施設	
1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
2	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち次の障害福祉サービス事業を実施する施設 （1）生活介護 （2）自立訓練 （3）就労移行支援 （4）就労継続支援
合築する社会福祉施設	
社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を目的に整備された施設（上欄の高齢者福祉施設、児童福祉法等に基づく児童福祉施設及び障害者関係施設を除く。）	

別表第2（第3条関係）

創設	新たに施設又は設備の整備を行うこと。
増築	既存定員の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。

別紙 5

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準

(目的)

第 1 条 この基準は、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則 61 号）第 27 条、川崎市知的障害者福祉法施行細則（昭和 47 年規則第 58 号）第 6 条に基づき、次の各号に掲げる費用の支弁基準を定める。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

(2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する職親委託費

(3) 第 1 号の支弁対象となる施設等を運営する法人（以下「事業者」という。）に対して、川崎市が法外で加算する施設経営調整加算（定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算）

(用語の意義)

第 2 条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「介護給付費、特例介護給付費」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援に要する費用をいう。

(2) 「訓練等給付費、特例訓練等給付費」とは、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助に要する費用をいう。

(3) 「定率加算」とは、入所者等の処遇向上を図ることを目的に、川崎市として第 2 条第 1 号から第 2 号に掲げる給付費に上乘せして支弁する加算をいう。

(4) 「実績加算」とは、支援の必要性が高い入所者等を受け入れた場合に、対象者 1 人について、単価に利用回数を乗じて算出する加算をいう。

(5) 「支援体制加算」とは、専門的なケアを要するため、職員体制を確保している場合に、入所者 1 人について、日額単価に利用日数を乗じて算出する加算をいう。

(6) 「負担軽減加算」とは、利用者の負担増に配慮して、負担軽減を図る加算をいう。

(7) 前各号に定めがないものは、法及び関係法令で使用する用語の例による。

(支弁基準及び端数処理)

第 3 条 支弁基準は、別表のとおりとする。

2 算出結果に端数が生じたときは、1 円未満を切り捨てる。

(支弁方法)

第 4 条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費及び負担軽減加算（日用品費加算を除く。）については、「全国標準支払システム」を通じ、定率加算、実績加算、支援体制加算、負担軽減加算のうち日用品費加算については、「かながわ自立支援給付費等支払システム」を通じて支弁する。ただし、職親委託費については、当面の間、それら代表者等からの請求に基づき支弁する。

(申請)

第 5 条 実績加算のうち医療支援加算を受けようとする事業者は、実績加算該当者申請書（第 1 号様式）に、当該加算に該当する旨を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 支援体制加算を受けようとする事業者は、支援体制加算該当施設申請書（第 2 号様式）に、職員体制を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(認定)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めるときは、認定を行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者認定通知書（第 4 号様式）により通知しなければならない。

2 市長は、前条第 2 項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めるときは、認定を行い、事

業者に対しその旨を支援体制加算該当施設認定通知書（第5号様式）により通知しなければならない。

（変更申請）

第7条 前条第1項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、実績加算該当者変更申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定に基づく認定を受けた事業者が、その内容を変更する場合、支援体制加算該当施設変更申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

（変更認定）

第8条 市長は、前条第1項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めるときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を実績加算該当者変更認定通知書（第9号様式）により通知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定により受理した申請書等を審査し、適当と認めるときは、変更認定を行い、事業者に対しその旨を支援体制加算該当施設変更認定通知書（第10号様式）により通知しなければならない。

（算定の開始時期等）

第9条 事業者は、第6条及び第8条の規定に基づき認定を受けた加算については、第5条及び第7条の規定に基づく申請が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。ただし、別途通知を行う場合はこの限りでない。

2 当該加算が算定されなくなった事実が発生した日から当該加算の算定は行わないものとする。

3 実績加算のうち行動障害加算・重複障害加算・重度障害加算については、障害福祉サービス受給者証に当該加算に該当する旨が明記されている利用者を受け入れた場合に算定する。

（市外施設）

第10条 本市以外の地方公共団体が所管する施設に対しては、当該施設を所管する地方公共団体との協議のうえ、当該団体の定めるところにより支弁する。

（不正利得の徴収）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により費用の支弁を受けた者があるときは、その者から、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、事業者が、偽りその他不正の行為により費用の支弁を受けたときは、その事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

1 この支弁基準は、平成18年4月1日から実施する。

2 この要綱の制定に伴い、「川崎市支援費及び処遇改善費支弁基準」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1-1 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

項目	内容等
支弁対象者	国が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額	

1-2 職親委託費

項目	内容等
支弁対象者	国が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額	32,000 円

2-1 定率加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

対象となるサービスの種類	生活介護、短期入所（医療型を除く。）、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型
支弁額	給付費等（加算を除く。）に5%を乗じた額（ただし、短期入所は10%を乗じた額）

2-2 実績加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

加算の種類	内容	単価	対象となるサービスの種類
①行動障害加算	障害支援区分3以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（9項目）の合計点数が6点以上の行動障害のある利用者を受け入れた場合に加算	3,720 円 (1日につき)	生活介護 短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型
②重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級又は2級を所持している利用者を受け入れ	2,970 円	生活介護 短期入所（医療型

	た場合に加算	(1日につき)	を除く。) 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援B型
③重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害1級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し、障害支援区分5及び6の利用者を受け入れた場合に加算	1,650円 (1日につき)	生活介護 短期入所（医療型を除く。） 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型
④医療支援加算	看護師を常勤換算で1人以上配置している施設が経管栄養や気管切開の処理等の医療的ケアが常時必要な利用者を受け入れた場合に加算	3,310円 (1日につき)	生活介護 施設入所支援 機能訓練
⑤送迎加算	<p>日常的に通所困難な者で、送迎サービス利用登録している通所施設の利用者または、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び療養介護利用者で他の障害福祉サービス事業所で日中活動を行うために送迎を実施した利用者について、下記分類に応じて加算</p> <p>(分類) [居宅と事業所との間の送迎を行った場合(ドアツードア方式)]</p> <p>1 送迎加算Ⅰについては法に規定する送迎加算を49単位算定している場合に加算</p> <p>2 送迎加算Ⅱについては法に規定する送迎加算を21単位算定している場合に加算</p> <p>3 送迎加算Ⅲについては法に規定する送迎加算を10単位算定している場合に加算</p>	<p>送迎加算Ⅰ 200円</p> <p>送迎加算Ⅱ 270円</p> <p>送迎加算Ⅲ 410円</p> <p>送迎加算Ⅳ 400円</p> <p>送迎加算Ⅴ 130円</p> <p>送迎加算Ⅵ 270円</p>	<p>療養介護 生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型</p>

	<p>4 送迎加算Ⅳについては上記 1 から 3 を算定できないが、居宅と事業所との間の送迎を実施した場合に加算</p> <p>[集合場所等と事業所との間の送迎を行った場合（ポイント送迎方式）]</p> <p>5 送迎加算Ⅴについては法に規定する送迎加算を 21 単位算定している場合に加算</p> <p>6 送迎加算Ⅵについては法に規定する送迎加算を 10 単位算定している場合に加算</p> <p>7 送迎加算Ⅶについては上記 5 及び 6 を算定できないが、集合場所等と事業所との間の送迎を実施した場合に加算</p> <p>※請求時に算定した加算の種別を記載した実績記録票を提出すること</p>	<p>送迎加算Ⅶ</p> <p>400 円</p> <p>(片道につき)</p>	
⑥入浴加算	<p>入浴サービスの提供が利用計画に位置付けられている利用者について加算</p> <p>※請求時に実績記録票を提出</p>	<p>400 円</p> <p>(1 日につき)</p>	<p>生活介護</p> <p>機能訓練</p>
⑦療養介護加算（一般分）	<p>市内施設における療養介護事業の利用者について加算</p>	<p>川崎市児童入所施設等支弁基準において定める額に準じる</p>	<p>療養介護</p>
⑧超重症者・準超重症者加算	<p>市内施設における療養介護事業の利用者で、医療スコア 10 点以上の利用者について加算</p>	<p>川崎市児童入所施設等支弁基準において定める額に準じる</p>	<p>療養介護</p>
⑨単独型短期入所加算	<p>市内単独型短期入所事業所（経営の安定に要する費用に対して本市の補助金が交付されている事業所を除く。）で、利用者を受け入れた場合に加算</p>	<p>3,200 円</p> <p>(1 日につき)</p>	<p>短期入所（医療型を除く。）</p>

2-3 支援体制加算（市内の民設民営施設及び利用料金制で運営することとした指定管理施設に限る。）

加算の種類	内 容	単 価	対象となるサービスの種類
①健康管理加算	<p>健康管理加算 I</p> <p>看護職員を常勤換算で1人以上配置して、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）</p> <p>※看護職員の配置が常勤的非常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む）に該当する場合、当該加算単価を7割に減じた額を加算</p> <p>※施設入所支援については、当該事業所において日中活動が行われていない日のみ算定可</p> <p>※生活介護の常勤看護職員等配置加算 I を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算。常勤看護職員等配置加算 II を算定している場合には、当該加算の算定はできない。</p> <p>※生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算</p> <p>健康管理加算 II</p> <p>看護職員を常勤換算で2人以上配置するか、1人以上配置かつ医療支援加算対象者が2人以上の事業所において、利用者の健康管理を行っている施設・事業所の定員区分に応じ、全利用者に対して加算</p> <p>※施設入所支援については、当該事業所に</p>	<p>健康管理加算 I</p> <p>利用定員～20人 580円</p> <p>利用定員21～40人 520円</p> <p>利用定員41～60人 460円</p> <p>利用定員61～80人 400円</p> <p>利用定員81人～ 340円</p> <p>健康管理加算 II</p> <p>利用定員～20人 640円</p> <p>利用定員21～40人 600円</p> <p>利用定員41～60人 560円</p> <p>利用定員61～80人 520円</p> <p>利用定員81人～ 480円</p> <p>（1日につき）</p>	<p>生活介護</p> <p>施設入所支援</p> <p>機能訓練</p> <p>生活訓練</p> <p>宿泊型自立訓練</p> <p>就労継続支援B型</p>

	<p>において日中活動が行われていない日のみ算定可</p> <p>※生活介護の常勤看護職員等配置加算Ⅰ又はⅡを算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算</p> <p>※生活訓練・宿泊型自立訓練の看護職員配置加算を算定している場合には、当該加算単価を減じた額を加算</p>	
--	--	--

②栄養管理加算	<p>栄養士を常勤換算で1人以上配置して、利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っている施設・事業所の全利用者に対し加算（兼務の場合は、主たる勤務地となる施設・事業所のみ算定）</p> <p>※同一事業所において施設入所支援を併用している場合は除く</p>	<p>300 円</p> <p>（1日につき）</p>	<p>生活介護</p> <p>機能訓練</p> <p>生活訓練</p> <p>宿泊型自立訓練</p> <p>就労継続支援B型</p>
③食事指導加算	<p>生活支援員による食事中的見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算（当面の間の経過措置）</p> <p>※食事の提供を受けていることを前提とする</p>	<p>短期入所</p> <p>450 円</p> <p>施設入所支援・宿泊型自立訓練</p> <p>250 円</p> <p>その他</p> <p>200 円</p>	<p>生活介護</p> <p>短期入所</p> <p>施設入所支援</p> <p>機能訓練</p> <p>生活訓練</p> <p>宿泊型自立訓練</p> <p>就労継続支援B型</p>

2-4 負担軽減加算

加算の種類	内 容	単 価	対象となるサービスの種類
①日用品費加算	療養介護および施設入所（児童福祉法から転換した施設に限る）に入所する20歳未満の利用者の処遇に要する日用品費の実費負担分について、3,000円を上限に加算	上限3,000円 （1月につき）	療養介護 施設入所 （ただし、児童福祉法から転換した施設に限る。）
②就労移行支援負担軽減加算	就労移行支援事業を利用する場合に、月額負担額が0円となるよう加算する		就労移行支援
③就労継続支援負担軽減加算	就労継続支援B型事業を利用する場合に、月額負担額が0円となるよう加算する。		就労継続支援B型

2-5 身体・知的障害者支援施設運営費（市外施設に限る。）

項目	内容等
支弁対象者	当該施設を所管する地方公共団体が定める基準による。
経費の使途	
各月の支弁額の算式	

(第1号様式)

年度医療支援加算該当者申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名
事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第5条第1項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者を受け入れているので、次のとおり申請します。

1 対象となるサービス種類

生活介護 施設入所支援 機能訓練

2 加算該当者

- ・ 別紙「該当者名簿」のとおり

3 添付書類

- ・ 医師の指示書または診療情報提供書

※ 主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

(第2号様式)

年度支援体制加算該当施設申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名
事業所番号

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第5条第2項に基づき、支援体制加算が算定できる体制を整えているので、次のとおり申請します。

1 健康管理加算

- 対象有無 (有 無)
- 類型 (I型 I型(常勤的非常勤※) II型)
- 対象サービス (生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練)
(宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

※ 常勤的非常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

2 栄養管理加算

- 対象有無 (有 無)
- 対象サービス (生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練)
(就労継続支援B型)

3 食事指導加算

- 対象有無 (有 無)
- 対象サービス (生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練)
(生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

4 加算にかかる人員の内訳 (1事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること)

		看護師		栄養士		生活支援員(食事中)	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤(人)						
	非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)							

5 添付書類

- 勤務形態一覧(サービス種類ごと)
- 看護師、栄養士の資格証(写し)

(第4号様式)

川健障計第 号
年 月 日

年度医療支援加算該当者認定通知書

住 所
法 人 名
代表者名 様
施 設 名
事業所番号

川崎市長 印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第6条第1項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者は別紙のとおりであると認定します。

認定年月日 年 月 日

年度支援体制加算該当施設認定通知書

住 所
法 人 名
代表者名 様
施 設 名
事業所番号

川崎市長 印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第6条第2項に基づき、体制支援加算が算定できる体制を整えていると認定します。

1 健康管理加算

- ・ 対象有無 (有 無)
- ・ 類型 (I型 I型(常勤的非常勤※) II型)
- ・ 対象サービス (生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練
 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

※ 常勤的非常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

2 栄養管理加算

- ・ 対象有無 (有 無)
- ・ 対象サービス (生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練
 就労継続支援B型)

3 食事指導加算

- ・ 対象有無 (有 無)
- ・ 対象サービス (生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練
 生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

認定年月日 年 月 日

(第7号様式)

年度医療支援加算該当者変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名
事業所番号

年 月 日付で認定された医療支援加算が算定できる利用者について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 対象となるサービス種類

生活介護 施設入所支援 機能訓練

2 加算該当者

- ・ 別紙「該当者名簿」のとおり

3 添付書類（追加される該当者について添付すること）

- ・ 医師の指示書または診療情報提供書

※ 主治医から医療的ケアの必要性、指示内容、頻度を記入してもらうこと

(第8号様式)

年度支援体制加算該当施設変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名
事業所番号

年 月 日付けで認定された支援体制加算が算定できる体制について、変更がありましたので川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第7条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 健康管理加算

- 対象有無 (有 無)
- 類型 (I型 II型 (常勤的非常勤※) II型)
- 対象サービス (生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練)
(宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

※ 常勤的非常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

2 栄養管理加算

- 対象有無 (有 無)
- 対象サービス (生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練)
(就労継続支援B型)

3 食事指導加算

- 対象有無 (有 無)
- 対象サービス (生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練)
(生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

4 加算にかかる人員の内訳 (1事業所で複数サービスが対象の場合は合計人数を記入すること)

		看護師		栄養士		生活支援員 (食事中)	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
従業者数	常勤 (人)						
	非常勤 (人)						
常勤換算後の人数 (人)							

5 添付書類

- 勤務形態一覧 (サービス種類ごと)
- 看護師、栄養士の資格証 (写し)

(第9号様式)

川健障計第 号
年 月 日

年度医療支援加算該当者変更認定通知書

住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名
事業所番号

様

川崎市長 印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第8条第1項に基づき、医療支援加算が算定できる利用者は別紙のとおりであると変更認定します。

変更認定年月日 年 月 日

年度支援体制加算該当施設変更認定通知書

住 所
法 人 名
代表者名 様
施 設 名
事業所番号

川崎市長 印

川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準第8条第2項に基づき、体制支援加算が算定できる体制を整えていると認定します。

1 健康管理加算

- ・ 対象有無 (有 無)
- ・ 類型 (I型 I型(常勤的非常勤※) II型)
- ・ 対象サービス (生活介護 施設入所支援 機能訓練 生活訓練)
(宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

※ 常勤的非常勤とは、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員をいい、複数人でこの要件を満たす場合も含む

2 栄養管理加算

- ・ 対象有無 (有 無)
- ・ 対象サービス (生活介護 機能訓練 生活訓練 宿泊型自立訓練)
(就労継続支援B型)

3 食事指導加算

- ・ 対象有無 (有 無)
- ・ 対象サービス (生活介護 短期入所 施設入所支援 機能訓練)
(生活訓練 宿泊型自立訓練 就労継続支援B型)

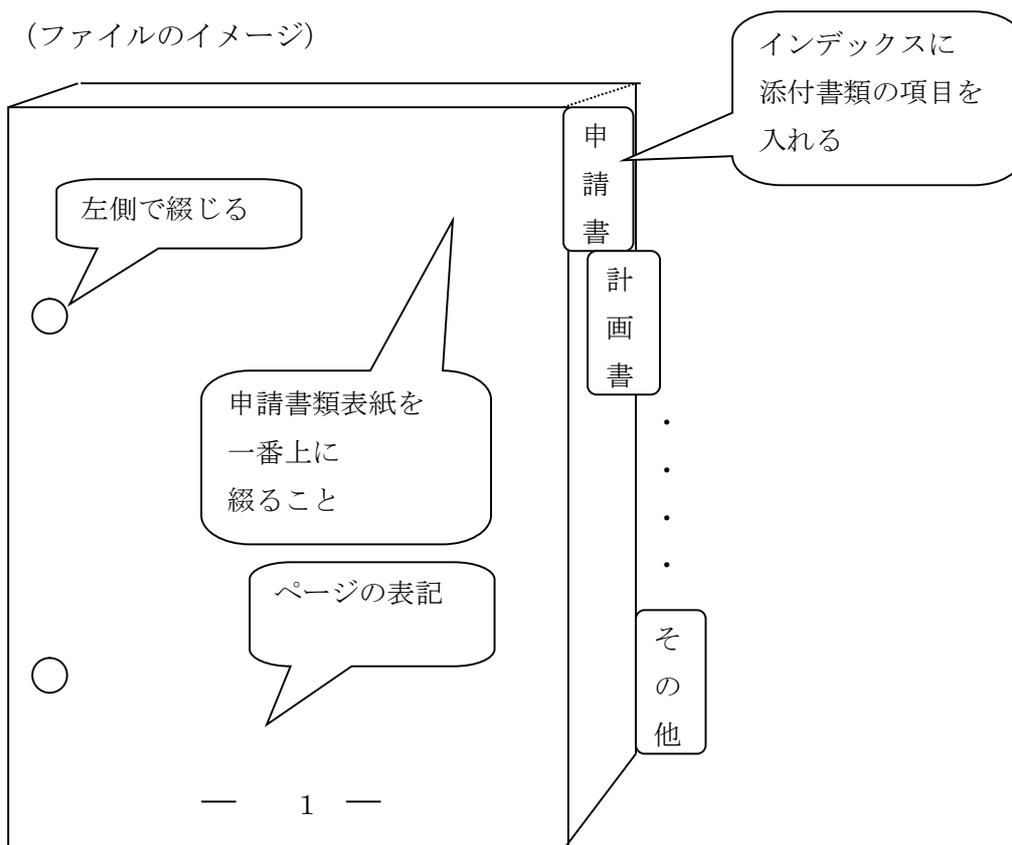
変更認定年月日 年 月 日

申請書類の体裁

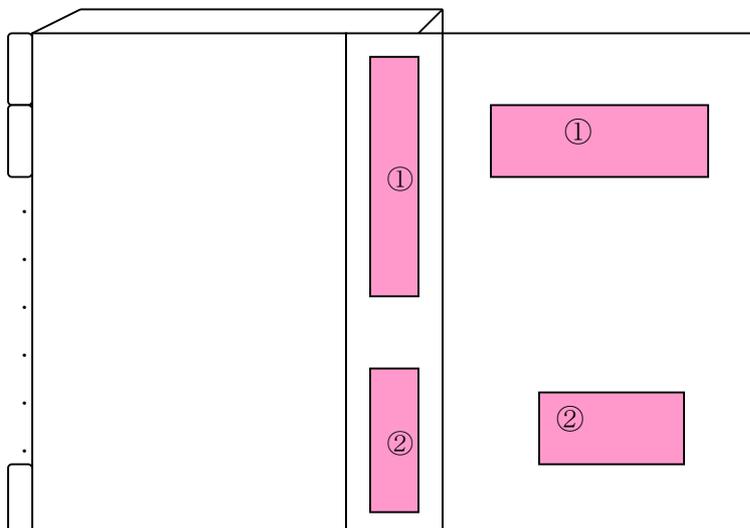
申請書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- 「申請書類表紙」(別紙)を一番上に綴る。
- ページをつける。(付番は「通し番号」「項目ごと」どちらでも可)
- 項目を表記したインデックスを付ける。
- 全体をフラットファイル等で綴る。

(ファイルのイメージ)



(ファイルの表の表示方法)



① タイトル名を記載してください。また、「正本・副本」の表示をしてください。

例「麻生区細山障害福祉サービス事業所申請書類 正本」等

② 法人名を記載してください。

麻生区細山障害福祉サービス事業所設置・運営に係る資格審査基準

評 価 項 目	
書類審査	
事業計画に関する書類	
ア 事業目的の達成とサービスの向上への取組	
基本方針	施設の設置・運営に係る基本方針が適切であること。
事業計画	施設整備計画(基本的コンセプト・諸室配置の考え方・スケジュール等)が適切であること。 施設運営計画(提供するサービスの考え方等)が適切であること。 関係機関(地域、他機関)等との連携についての考え方が適切であること。 諸室での運営の考え方が適切であること。
健康管理・衛生管理	利用者の健康管理について、十分な配慮がなされていること。 感染症予防等の衛生管理について、十分な配慮がなされていること。
危機管理・安全管理	災害等に備えた危機管理体制が適切であること。 事故防止のための取組など、安全管理体制が適切であること。
平等利用の確保	市民の平等な利用の確保について、十分な配慮がなされていること。
利用者意見の反映	利用者意見の把握方法及び運営への反映方法が適切であること。 利用者からの苦情について、受付・解決体制が適切であること。
上乗せ提案	上乗せ提案の内容が効果的であること。
イ 事業の安定性・継続性の確保への取組	
経費縮減策	経費の縮減について、具体的・効果的な手法が提案されていること。
業務改善	業務改善に向けた取組が具体的に示されていること。
職員体制	職員体制について、職種・人数・勤務体制等が適切であること。 施設長及びその他の職員について、職員確保策が具体的に示されていること。 研修体制など、職員の資質向上に向けた取組が具体的に示されていること。
施設管理に関する取組	「川崎授産学園」の老朽化に伴う建替えの必要性について、具体的に示されていること。
ウ 申請団体自身に関する事項	
団体の概要	当該施設の管理を行うにふさわしい理念及び組織を有していること。 資金収支の安全性が適切であること。 事業活動の効率性が適切であること。 財務状況の健全性が適切であること。 諸規定が適切に整備されていること。 法人監事監査、施設監査、指摘文書・改善報告が適切に処理されていること。

事業実績	
	当該施設の運営を行うに十分な事業実績を有していること。
エ 申請団体の取組	
情報公開	
	現在実施している事業について、情報公開が十分になされていること。
個人情報保護	
	個人情報の保護について、十分な認識を持っていること。
コンプライアンス(法令順守)	
	コンプライアンス(法令順守)について、十分な認識を持っていること。
オ 事業経営計画と管理経費縮減等への取組	
収支計画	
	収入見込みについて、過大・過小でなく適切な積算がなされていること。
	事業経費の各項目について、無理・無駄がなく適切な積算がなされていること。
	人件費について、職種・経験年数・雇用形態等に応じた適切な積算がなされていること。
	施設整備に係る資金計画について、適切な積算がなされていること。
カ その他の事項	
地域における公益的な活動	
	制度や市場原理では満たされないニーズや川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに対応していく取組を行っていること。
書類審査合計(①)	
面接審査	
	動機、公益性、具体性、的確性が認められること。
	強い意欲と積極的な姿勢が感じられること。(強い意欲、積極性)
	障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立って処遇を行うことが感じられること。
	職場環境向上の取組が適切であること。
	地域住民や福祉人材等との連携(地域還元を含む)に対する考え方が適正であること。
	提出書類の内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること。
面接審査合計(②)	
得点合計(①)+(②)=(③)	

●出席委員全員の点数を合計した総合計得点が、基準点(満点の60%)に満たない場合は、失格とする。

整備に係る入札の流れ

1.条件の設定

○入札への参加要件等の設定を行ってください。



2.市へ内容確認

○設定した応札参加条件やスケジュールを市に報告してください。



3.公 告

○新聞やホームページなどで広く周知してください。



4.説 明 会

○業者が一堂に会すなど、談合の要因となるような方法を避けて、場所や時間を変えて複数回実施するなど工夫をしてください。



5.応札業者受付

○受付に際しても、談合の要因となるような方法は避けてください。



6.業者適格審査

○審査終了後、市へ参加状況の報告を行ってください。



7.図面渡し

○図面渡しに際しても、談合の要因となるような方法は避けてください。



8.入 札

○入札には、市職員が立ち会います。
○入札後、入札結果表を市に提出してください。



9.契約締結

○福祉医療機構からの借入れを行う場合は、必ず契約締結前に貸付内定通知書の送付を受けてください。

平成10年9月4日付市長決裁 10川健障施第272号

川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が障害者福祉施設等を整備するために要する費用の一部を予算の範囲内で必要な額を補助することについて定めることにより、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱において対象とする施設は、次の施設とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定される施設のうち、療養介護（同条第6項）、生活介護（同条第7項）、短期入所（同条第8項）、施設入所支援（同条第10項）、自立訓練（同条第12項）、就労移行支援（同条第13項）、就労継続支援（同条第14項）、共同生活援助（同条第15項）、相談支援（同条第16項）のいずれかの事業を行う施設
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定される児童福祉施設のうち、障害児入所施設、児童発達支援センター
- 2 前項の施設等に付随する、障害者、家族、地域、関係機関を総合的に支援するスペース、市民との交流を目的としたスペース等のうち、市長が適当と認めたもの
- 3 その他、市長が必要と認める施設

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は、別表1の左欄に掲げる整備区分毎に右欄に掲げる経費とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 法人格を有する者、又はその設立が確実と認められる者。
- (2) 第2条各項に規定される施設のうち、市の施策に基づく事業を行うため施設を整備する事業者として市長が認めた者。

(補助の申請)

第5条 この補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長あて提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業に係る収支予算書
- (4) 見積書等補助金の算出に係る書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 市長は、補助の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、予算の範囲内において補助の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した結果を、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助率等)

第7条 この補助金の補助率は4分の3とする。ただし、次の各号による場合はこれによらない。

(1) 別表1改築については、補助率を2分の1とする。

(2) 前号の規定に関わらず、別表2に定める旧障害者地域福祉活動ホーム及び譲渡又は貸付により民設化した施設の建替えについては、十分な資金の積み立てが困難であることを考慮し、補助率を4分の3とする。

(3) 別表1その他に定める「市長が適当と認めた経費」のうち、市有地等に施設整備を行う場合で、地中障害物の撤去費用等、補助事業者の責に帰さない事由があり、かつ市長が承認したものについて、市長が必要と認める額を補助することができる。

2 補助額は別表3に掲げる費目ごとに算出した補助基準額に前項に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の規定に関わらず、別表1改築については、前項で算出した金額に既存施設の支援費制度開始前の期間における減価償却費に相当する金額の合計額を加えた額を補助額とする。ただし、この金額は、改築における建設工事費の補助基準額の4分の1を上限とする。

4 前項の減価償却費に相当する金額については、既存施設の各年の残存価格に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第7で定める定率法による償却率を乗じた額とする。

5 第2項又は第3項の規定により算出した補助額については、費目ごとに1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てるものとする。

(補助の条件)

第8条 第6条第1項による補助の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) この要綱による補助金の交付を受けて行う事業（以下この条において「事業」という。）に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を得なければならない。ただし、建設工事費と設備整備費については、他の経費との配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を得なければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得なければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税の申告によりこの補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。
なお、当該仕入控除税額については、その全部又は一部を川崎市に納付させることがある。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、川崎市が行う契約手続きに準拠しなければならない。
- (10) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱による補助金の交付を受ける経費については、これと重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金、又は、J K A（旧：日本自転車振興会及び旧：日本小型自動車振興会）若しくは日本財団（旧：日本船舶振興会）の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (12) 補助を受けたものは、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。
- (13) 第 1 号から第 3 号に掲げるもののほか、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付等）

第 9 条 補助金は設計及び工事の進捗状況等に応じて、実施検査のうえ市長が適当と認められた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の一部を概算払にて支払うことができる。

（補助金の返還等）

第 1 0 条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、補助の決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条に規定する交付の条件に従わなかったとき。
- (4) 第 1 1 条に規定する事業実績報告を怠ったとき。

- (5) 自らの責により事業を中止したとき。
- (6) 第4条第1号に掲げるものである場合であつて、法人の設立が認められなかったとき。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の実績報告書により補助金の余剰が判明したときは、速やかに余剰金を返還させなければならない

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月1日から施行する。
- 2 障害福祉施設等調査事業補助金交付要綱（平成9年2月1日実施）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に開始された障害者福祉施設等の整備事業に対する取扱についてはなお従前の例による。

(平成29年2月2日川健施第331号・市長決裁)

(社会復帰棟跡地の整備に係る補助金の額の特例)

- 4 川崎市公的介護施設等整備費補助及び貸付要綱（平成18年3月14日付け17川健高事第861号）（以下「介護施設等整備費補助要綱」という。）第2条第1項第2号の規定に基づく老人短期入所施設を整備する事業に係る補助金の額の規定は、広域型特別養護老人ホーム（井田リハビリテーションセンター社会復帰棟跡地）に障害者短期入所を併設する整備事業に係る補助金の額について準用する。この場合において、介護施設等整備費補助要綱第2条第1項第2号中「老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設を整備する事業」とあるのは、「障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所」と読み替え、介護施設等整備費補助要綱別表4に規定する補助基準額は、「定員1人当たり3,550,000円」を適用する。

(本要綱の適用しない規定)

- 5 前項の補助金の額に関する規定により、本要綱第3条、第7条及び第8条第1号は適用しない。

附 則

この要綱は、平成10年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表1

整 備 区 分		対 象 経 費
創 設	新たに施設を建設するもの。	測量調査費・地質調査費・ 環境影響調査費・建設設計 費・ 工事監理費・建設工事 費・ 設備整備費・その他市 長が適当と認めた経費
増 築	現在定員の増員を図るため、既存施設の 建て増しをするもの。	建設設計費・工事監理費 建設工事費 設備整備費
改 築	老朽化等に伴い、既存施設の建て替えを するもの。	その他市長が適当と認めた経 費
解 体	老朽化等に伴い、既存施設の解体をする もの。	解体設計費 解体工事費
そ の 他	市長が適当と認めた整備事業	市長が適当と認めた経費

別表2

	事業所名称	事業所住所
1	第1やまぶき	高津区子母口374
2	つくし	幸区北加瀬2-11-17
3	かざぐるま	川崎区田島町6-3
4	第2やまぶき	高津区子母口374
5	すえなが	高津区末長276
6	あかね	多摩区布田29-30

7	なしの実	多摩区三田2-3256
8	たちばな	高津区蟹ヶ谷339
9	むぎの穂	川崎区日進町13-23
10	どりーむ	幸区南加瀬3-4-7

別表 3

費 目	補 助 基 準 額
測量調査費 地質調査費 環境影響調査費	当該年度予算額の根拠となった所要額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
建築設計費	当該年度予算額の根拠として算出した建設工事費補助基準額に3%を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
解体設計費	当該年度予算額の根拠として算出した解体工事費補助基準額に3%を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
建設工事費	当該年度予算単価（実行単価がこれに満たない場合は実行単価）に第2条に定める事業に要する面積を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額） 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
解体工事費	当該年度予算単価（実行単価がこれに満たない場合は実行単価）に解体建物の面積を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額） 但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。
工事監理費	建設工事費補助基準額に1.5%を乗じて得た額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
設備整備費	当該年度予算額の根拠となった所要額（実支出額がこれに満たない場合は実支出額）
市長が適当と認めた経費	市長が適当と認めた額

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

法人(団体)名

代表者名

住 所

電話番号

次により 年度川崎市障害者福祉施設等整備事業補助金の交付を申請します。

事業の名称	
事業の目的 及び内容	
交付申請額	
算出内訳	
経費配分 及び 財源内訳	
完了予定日	

〈添付書類〉 事業計画書・収支予算書・見積書等
その他市長が必要と認めるもの

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間障害児（者）施設等（以下「施設」という。）に対し、予算の範囲内で民間障害児（者）施設等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第2条 補助事業は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日までに）に行う別表に定める事業とする。

（補助対象経費）

第3条 前条の事業において補助の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）平成29年度末までに整備された施設の整備に係る借入金の返済に充当する償還金（次号に定めるものを除く）
- （2）地域生活支援拠点の整備に係る借入金の返済に充当する償還金
- （3）土地及び建物の賃借に係る費用
- （4）初度調弁に要する費用
- （5）市内短期入所施設、医療提供施設について経営の安定に要する費用
- （6）本市以外の地方公共団体が所管する施設についての費用

（補助金の額）

第4条 前条第1号及び第3号から第5号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。

- （1）対象経費の実支出額
- （2）事業者公募の募集要綱等で定められた上限額

2 前条第2号の補助金の額は、次に掲げる金額を比較して最も少ないものとする。

- （1）対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額
- （2）事業者公募の募集要綱等で定められた上限額

（市外施設の特例）

第5条 第3条第6号の施設であつて、本市からの入所児（者）が入（通）所している施設に対する補助金交付の可否及び金額等については、当該所管庁と協議して交付する。

（暴力団排除）

第6条 施設又はその運営法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、「民間障害児（者）施設等運営費補助金交付申請書」（第1号様式）、交付申請額内訳書、運営法人の当該年度の予算書及びその他必要な文書を川崎市長（以下「市長」という。）に提出する。

(交付条件)

第8条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業を変更（中止又は廃止等）しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに報告し、指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた者は、補助事業が終了するときは、市長に報告しなければならない。
- (5) その他、この要綱の規定を遵守しなければならない。
- (6) その他市長が定める条件

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、第7条に規定する交付申請があったときは、その内容について審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、川崎市指令書（第2号様式）により当該申請を行った法人に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる交付の条件について、前項の指令書により指示するものとする。

- (1) 助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(補助事業の変更・中止・廃止)

第10条 第9条の規定により補助金交付の決定を受けた法人（以下「補助金交付法人」という。）は、当該助成事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更をする場合並びに事業を中止又は廃止する場合においては、「民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認申請書」（第3号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(変更・中止・廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定する申請書の提出があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、「民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認決定通知書」（第4号様式）により、補助金交付法人に通知するものとする。

(調査等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者の経理等の状況について、調査することができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者がこの要綱の定めに違反したときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

(支出特例等)

第13条 市内の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、前金払又は概算払で支出することができる。

2 市外の施設に対する補助金は、年間の支払時期を数回に分けて、概算払で支出することができる。

3 補助事業に対し、交付の決定を受けた補助金に不足が生じたときは、当該年度の3月末日までに「民間障害児（者）施設等運営費補助金追加交付申請書」（第5号様式）等を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第14条 この補助金の交付を受けた者は、実績報告を「民間障害児（者）施設等運営費補助金実績報告書」（第6号様式）により、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業が完了する前に川崎市の会計年度が終了したときは終了の日までに行わなければならない。この場合、補助金に剰余額が生じたときは、その額を返還するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第15条 市長は前条の実績報告を受けたとき（第13条第3項に規定する補助金の追加交付が必要となった場合及び第14条中補助金の返還が必要となる場合に限る）は、審査及び検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「民間障害児（者）施設等運営費補助金補助事業交付確定通知」（第7号様式）により、補助金交付法人に通知するものとする。

（届出事項）

第16条 補助金の交付を受けた者は、住所又は氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）を変更したときは、市長に速やかに届け出なければならない。

（書類の整備等）

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、これを保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。（15川健療第85号）

附則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附表の独立行政法人福祉医療機構に係る部分については、平成15年10月1日から適用する。（15川健療第688号）

2 川崎市内の知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に係る平成15年度補助金の精算にあたっては、なお従前の単価に基づく。

附則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。（17川健療第43号）

附則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(18川健療第27号)

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第2号に定める償還金のうち、平成29年度末までの期間に民間活用推進委員会又は川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の審議を経て選定された施設の分については、補助金の額について、「対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額」とあるのを「対象経費の実支出額」に読み替える。

別表（第2条関係）

法 律	事 業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年法律第123号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第5条第7項に規定する生活介護 ・法第5条第8項に規定する短期入所 ・法第5条第11項に規定する障害者支援施設 ・法第5条第12項に規定する自立訓練 ・法第5条第13項に規定する就労移行支援 ・法第5条第14項に規定する就労継続支援
児童福祉法 （昭和22年法律第164号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第7条に規定する児童福祉（ただし、障害児にかかるものに限る）
医療法 （昭和23年法律第205号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法第1条の2第2項に規定する医療提供

(第1号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付申請します。

1 申請額

金 _____ 円

2 添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表

(第2号様式)

川崎市指令健障計第 号

住 所

法人名

代表者

年 月 日付けで申請のありました、 年度民間障害児（者）施設等運営費補助金
につきましては、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次
の条件を付けて、 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金の交付を受けた者は、補助金をこの要綱に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用しないでください。
- 2 補助金の交付を受けた者は、補助事業を変更（中止又は廃止等）しようとするときは、市長の承認を受けてください。
- 3 補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行に困難が生じたときは、市長に速やかに通知の上、指示を受けてください。
- 4 補助金の交付を受けた者は、補助事業が終了するときは、市長に報告してください。
- 5 その他、この要綱の規定を遵守してください。
- 6 この助成金の交付時期及び金額は、次のとおりとします。

(第3号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る
事業の変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施設名

民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 事業の変更・中止・廃止理由

2 事業の変更・中止・廃止年月日

(第4号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る
事業の変更・中止・廃止承認決定通知書

年 月 日 号

様

川崎市長

年 月 日付け第 号で申請のありました民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る事業の変更・中止・廃止承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定内容

2 承認の条件

(第5号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金追加交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

年 月 日川崎市指令健障計第 号で交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、補助金の追加交付を受けたいので、次のとおり追加交付申請します。

- 1 追加交付の理由
- 2 追加交付申請額
- 3 添付書類

(別紙) 交付申請額算出内訳表

(第6号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 住 所
法人名
代表者名
施 設 名

年 月 日付けで交付決定を受けた民間障害児（者）施設等運営費補助金に係る補助事業について、民間障害児（者）施設等運営費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績

(別紙) 民間障害児（者）施設等運営費補助事業実績表のとおり

2 その他添付書類

収支決算書又は収支を証する書類

(第7号様式)

年度民間障害児（者）施設等運営費補助金補助金補助事業交付確定通知

様

川崎市長

年 月 日付け第 号で申請のありました 年度民間障害児（者）施設等運営費補助金補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 対象施設
- 2 交付条件
- 3 既交付済額
- 4 交付確定額
- 5 過不足額